

## 令和8年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託要求水準書

### 1 業務名

令和8年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 3 目的

人口減少に伴う労働力不足に対応するため、外国人、女性、高齢者など多様な人材の活躍は本市の経済発展のために必要不可欠である。

令和6年度に本市で実施した「人手不足の状況および外国人材の雇用に関する調査」によると、市内企業においては、人手不足であると回答した企業が57.3%と多いものの、人材確保に向けた中長期的な採用計画として、外国人材を増やしたいとした企業は18.9%であった。外国人材の雇用については、コミュニケーションの難しさや受入体制の整備などの課題もあるが、すでに日本で生活している外国人留学生と市内企業等とのマッチング機会を創出することで市内企業等の人材確保を支援するとともに、外国人材の雇用に関する理解を深め、市内企業における外国人材の確保・定着につなげることを目的に本業務を行う。

### 4 業務の内容

外国人留学生の本市での就職・定着を促進するため、外国人留学生と市内を中心とした企業とのマッチング機会を創出するとともに企業の魅力をPRするための合同企業説明会を開催する。

#### (1) 概要

##### ア 開催日時、会場など

開催日程は、10月末までとし、外国人留学生の多数の参加が見込める日程とすること。

会場は、JR姫路駅から徒歩15分程度の距離に所在する姫路市内の施設から選定することとし、出展企業の全社が十分な広さで出展できる規模であること。また、会場の手配等は受託者で行うこと。

##### イ 対象留学生

・2027年3月以降に大学院、大学、短期大学校、専修学校、日本語学校

等を卒業予定の外国人留学生又は既卒の元留学生で日本語能力試験 N1、N2、N3 の認定を受けている者（以下「留学生等」という）。

※在学中または入社までに N1、N2、N3 の認定を受ける予定者を含む。

- ・外国人留学生の参加人数は、最低 50 人以上とすること。（目標は 100 人以上とする。）

#### ウ 対象企業

- ・播磨圏域連携中枢都市圏（姫路市・相生市・加古川市・赤穂市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町をいう）内の企業で高度外国人材（※）の採用を予定している企業
- ・出展企業数は、最低 10 社以上とすること。（本市としては 20 社程度を想定）
- ・合同企業説明会実施後の選考・内定状況の調査に協力できる企業であること

※高度外国人材・・・日本国内 又は 海外の大学・大学院卒業等の最終学歴を有し、企業において、技術者、法律・会計等の専門職や営業職、経営等に従事する外国人をいう。（在留資格では、「高度専門職」や、「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」「法律・会計業務」等の「専門的・技術的分野」に該当）

#### エ 内容

次の内容を盛り込み、実施することとし、具体的な内容については提案による。ただし、実施にあたっては詳細な内容について市と協議し、承認を得てから実施すること。

- ・留学生等に市内等の企業の魅力を知ってもらい、より多くの就職・定着につながる説明会とすること。
- ・市内等の企業で既に働いている先輩留学生との交流の場（座談会等）を設けること。
- ・参加企業に事業趣旨の説明、求人情報の聞き取り等及びフォローアップを実施すること。また、少なくとも 12 月末時点及び 2 月末時点の本事業を通じた選考・内定状況の調査を行うこと。
- ・留学生等に対する事前セミナーを開催するなど、事業趣旨の説明と日本での就職に関する情報提供を実施すること。

### (2) 運営、実施

## ア 運営

広報、参加企業及び参加留学生等の募集、事前及び当日の事業説明、会場設営、会場運営、パンフレット等必要な資料の作成、印刷など、当該事業実施に必要な業務は、すべて受託者において行うものとし、円滑且つ安全に運営できるよう必要なスタッフを確保し、配置すること。

### ① 業務実施体制

- ・本業務を正確かつ確実に実施するために、受託者は運営に係る業務体制については、実施責任者及び実施担当者を配置するとともに、実施責任者は業務の進捗に応じて、定期的に姫路市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。
- ・事前準備、開催日、アフターフォロー等、適切な人数の体制で実施すること。

### ② 実施スケジュール

- ・本業務を正確かつ確実に実施するために、受託者は実施スケジュールについて、契約締結後1週間以内に提出すること。
- ・実施スケジュールの作成に当たっては、会場決定、広報開始（WEBサイト開設、チラシ・ポスター作成、SNS等）、参加企業の募集開始、参加企業確定、参加企業事前説明、フォローアップ、留学生向け告知及びエントリー開始、締め切り、留学生向け事前セミナー、大学・教育機関・各種団体等への告知開始、会場レイアウト確定、当日配布用の作成等が分かる内容とすること。
- ・各ブース（説明スペース）の仕様（机、椅子その他備品の数量）、会場全体の大まかな見取り図について、写真・図画を利用して表示すること。

## イ 実施

### ① 会場の設営・撤収

- ・会場の設営及び撤収を行うこと。
- ・会場において参加企業ごとにブース（説明スペース）を設け、企業と留学生が対面で話すことができるように設営する。各ブースに企業名の表示看板等を設置すること。
- ・関係機関用ブース（2団体を予定）、行政書士等による在留資格相コーナーを設けるほか、必要なブース、スペースを設営すること。
- ・参加企業がPCやプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電源の確保を行うこと。

### ② 当日運営

- ・円滑な運営のために必要な進行表及びブース配置図等を作成し、開催日2週間前までに書面で市に提出し承認を得ること。
- ・参加企業及び留学生等の受付・案内を行うこと。特に、留学生等受付は、混雑緩和につながる受付方法で実施すること。
- ・来場した留学生等が参加企業のブース（説明コーナー）を、偏りなく巡回・説明を受けられるよう適切な方策で実施すること。
- ・円滑且つ安全に運営できるよう必要なスタッフを確保し、配置すること。
- ・参加企業向けの出展マニュアルを作成し、市の承認を得て、合同企業説明会のおおむね3週間前までに参加企業に配付すること。
- ・当日来場する留学生等に配布するための企業ブースの配置図、当日のプログラム、参加企業の業種等を記載した冊子を作成すること。なお、冊子数量は、参加留学生や事務局主催者等関係者分を含め、来場予定者数に合わせた適切な部数を印刷し、来場者に配布すること。
- ・事故防止のため、十分な安全対策及び安全管理を行うこと。

#### ③ 参加企業募集及びフォロー

- ・参加企業の募集は受託者において行う。対象は、播磨圏域中枢都市圏内企業とし、姫路市内の企業を優先する。市と協議の上、業種等を考慮して選定すること。令和7年度に実施した本事業の参加企業の情報を契約締結後に提供するので、企業にアプローチをかけて募集すること。
- ・参加企業の募集は、ホームページ等を活用した募集を行うとともに、対象企業に対して効果的な参加の勧奨を行うこと。
- ・受託者は、新たな参加企業を掘り起こすため、留学生等の雇用に関心を持つ企業に丁寧に事業趣旨の説明を行うなど、参加企業を増やすための工夫を行うこと。
- ・参加企業に対して当日の運営や留意事項等に関する説明を行うこと。
- ・参加企業のフォローに努めること。

#### ④ 留学生等の募集等

- ・受託者において留学生等の募集を行うこと。留学生等100名以上の参加を目標とし、より効果的な集客に努めること。なお、目標を下回った場合も委託料の減額は行わないが、多数の参加者の確保に向けて、最大限の努力をすること。
- ・兵庫県内や大阪府内等の大学を中心に近畿及び中国・四国地方など、来場が期待できる大学・短期大学、専修学校、日本語学校（姫路市内）等に、訪問などを通じて開催を周知し、留学生等の参加を促すこと。特に大学院、大学を卒業（見込み含む）の留学生等の参加を促進する

こと。なお、具体的な方策については提案による。

- ・受託者が把握する留学生等の情報について、人数や傾向等を踏まえ、集客においてその情報を活用すること。
- ・本事業の参加申込は、原則として事前申し込みとし、オンラインで完結する方法によること。
- ・そのほか、JRのターミナル駅や留学生等の参加者が多い学校等から会場までの送迎用バスを運行するなど、留学生等の参加増に繋がる取組を実施すること。
- ・集客目標数値を達成するため、様々な広報媒体を効率的に利用して広報・告知を行うとともに、参加申込を行った外国人留学生が忘れずに参加できるよう定期的なリマインドを行う等の対策を講じること。

#### ⑤ 周知・広報

- ・参加者募集のためのチラシ等を作成し、周知を図ること。チラシ等の作成数、配布先等は、受託者の提案とする。市から複数の送付先への送付を依頼する場合がある。なお、郵送料等は受託者の負担とする。また、様々な媒体や自社のリソース・ネットワークを活用した広報を実施すること。
- ・多数の留学生等の応募につながるようWEBサイト（日本語・英語）を作成し、参加企業情報を発信するとともに、留学生等からのアクセス数が増加するよう、メールマガジンやSNS等を活用して募集すること。

#### ⑥ 参加者アンケートの実施

- ・本事業の終了後、参加企業及び留学生等にアンケートを実施すること。アンケートの案は受託者において作成し、市と協議の上内容を決定するものとする。
- ・アンケートの実施方法については、受託者の提案による。
- ・アンケート結果を集計し、⑦の実績報告書として提出すること。

#### ⑦ 実施報告書の提出

本事業の終了後、30日以内に（ただし、契約期間内に）、参加企業名及び参加企業数、参加留学生等数、国籍、在学学校名、日本語能力、年齢、卒業年等と、企業及び留学生等への配付資料、実施事業の概要、当日写真、アンケート結果などをとりまとめた実績報告書を提出すること。

#### ⑧ 本事業に関し、姫路市が実施できること

- ・姫路商工会議所、姫路市商工会、姫路経営者協会、姫路市グローバル人材育成コンソーシアム会員などへの周知・広報の協力依頼。周知広報に当たり、別途費用が必要な場合（例えば、商工会議所報へチラシ

の同封など)は、受託者の負担によるものとする。

・その他、本市でなければ実施が困難な事項で、本市で対応が可能な事項について、協議の上、判断する。

## 5 その他注意事項

- (1) 受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は姫路市に帰属する。
- (3) 本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (6) 契約の締結にあたり、姫路市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (7) 本事業の実施において疑義が生じた場合は、姫路市の担当者と協議し、その指示に従う。